

バス 輸 送 契 約 書 (案)

大津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に甲が市内小・中学生を対象に実施する葛川地区におけるふるさと体験学習事業（以下「ふるさと体験学習」という。）及び小学生を対象に実施する森林環境学習「やまのこ」事業（以下「やまのこ事業」という。）に伴うバスの輸送業務（以下「輸送業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、輸送業務を乙に依頼し、乙はこれを受託する。

2 乙は、別紙仕様書及び輸送計画書（以下「計画書」という。）に従って、ふるさと体験学習及びやまのこ事業に伴う輸送業務を行う。ただし、バス確保の困難が予測される場合は、乙は事前に甲と協議し、善処するものとする。

3 輸送の用に供するバスは、児童数・生徒数に応じたものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（運賃）

第3条 ふるさと体験学習及びやまのこ事業に伴うバス輸送に係る運賃は、それぞれ次の各号のとおりとする。

〈小学校 途中経由〉

(1) 大型車片道 (定員 人)	1台	円
	(うち消費税額等	円)
(2) 大型車往復 (定員 人)	1台	円
	(うち消費税額等	円)
(3) 中型車片道 (定員 人)	1台	円
	(うち消費税額等	円)
(4) 中型車往復 (定員 人)	1台	円
	(うち消費税額等	円)
(5) 琵琶湖大橋通行料 (琵琶湖より東側の学校を想定)	中型1台	円
	大型1台	円

〈中学校 途中経由〉

(1) 大型車片道 (定員 人)	1台	円
	(うち消費税額等	円)
(2) 大型車往復 (定員 人)	1台	円
	(うち消費税額等	円)
(3) 中型車片道 (定員 人)	1台	円
	(うち消費税額等	円)
(4) 中型車往復 (定員 人)	1台	円
	(うち消費税額等	円)
(5) 琵琶湖大橋通行料 (琵琶湖より東側の学校を想定)	中型1台	円
	大型1台	円

2 乙は、月末ごとに、輸送に供したバスの延台数に前項の額を乗じて得た運賃をふるさと体験学習とやまのこの事業に分けて甲に請求するものとする。

3 甲は前項の運賃を乙の正当な請求のあった日から30日以内に、乙に支払うものとする。

(輸送の延期及び変更)

第4条 甲は、気象に関する注意報または警報が発せられたときは、感染症等の流行により実施が困難な時は、計画書に定める事業を延期し、乙に対して当該輸送業務の延期を求めることができる。

2 前項のほか、天災又は交通遮断その他不可抗力により、計画書の変更の必要が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(取消料)

第5条 甲は、自己の一方的な都合により、計画書に定める輸送業務を中止したときは、乙に対して、次の各号に掲げる取り消しの日の区分に応じて、当該各号に定める率を第3条第1項の額に乗じた額の取消料を支払わなければならない。(この場合において、契約期間内の別の日に延期した場合は、取消料は発生しないものとする。)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 配車日の14日前から8日前まで | 20% |
| (2) 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで | 30% |
| (3) 配車日時の24時間前から車庫出庫時刻まで | 50% |
| (4) 車庫出庫時刻以降 | 別途協議により定める。 |

(損害賠償)

第6条 乙は、その事故又は過失の有無にかかわらず、バス輸送中の事故により、甲、乗客又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲、乗客又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定めるほか、乙は、この契約の不履行により甲に損害を与えたときは直ちにその損害を賠償しなければならない。

(打ち合わせ)

第7条 乙は、輸送の前日までに甲と輸送業務に関する打ち合わせを行わなければならない。

(その他)

第8条 この契約に定めない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤 健司

乙